

令和5年9月7日(木) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	大谷 俊樹	委員	藤江 竜三
副委員長	藤田 貴裕	〃	稗田美菜子
委員	青木 健	〃	小川 宏美
〃	山口 智之		



○出席説明員

市長	永見 理夫	環境政策課長	鈴木 孝
副市長	竹内 光博	ごみ減量課長	清水 紀明
教育長	雨宮 和人		
政策経営部長	宮崎 宏一	都市整備部長	北村 敦
政策経営課長	簗島 紀章	基盤整備担当部長	中島 広幸
課税課長	伊形研一郎	都市計画課長	町田 孝弘
		道路交通課長	松平 忠彦
		下水道課長	蛭谷 常久
行政管理部長	藤崎 秀明	国立駅周辺整備課長	関野 達也
		都市農業振興担当課長	堀江 祥生
生活環境部長	黒澤 重徳	(併)農業委員会事務局長	
(兼)防災安全担当部長			
まちの振興課長	田代 和広	教育部長	橋本 祐幸
(兼)特命担当課長		食育推進・給食ステーション所長	土方 勇



○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲
(併)行政管理部主幹	



○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第9号 米軍横田基地よりPFASを含む泡消化剤が3千リットル以上も漏出する事故が発生していたことを受け、汚染源である米軍横田基地への立ち入り調査・情報公開を早急に求めるよう、国と政府に対し意見書の提出を求めるとともに、防衛省に対し、米軍横田基地のPFAS流出事故把握から公表が遅れた事に対する事案説明の住民説明会開催を求める事に関する陳情
- (2) 第80号議案 国立市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例案
- (3) 第81号議案 令和5年度国立市一般会計補正予算(第5号)案
(歳入のうち所管する部分、農林費、土木費)
- (4) 第83号議案 令和5年度国立市下水道事業会計補正予算(第1号)案

2. 報告事項

(1) 使用料・手数料の見直しについて

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
陳 情 第 9 号	米軍横田基地よりPFASを含む泡消化剤が3千リットル以上も漏出する事故が発生していたことを受け、汚染源である米軍横田基地への立ち入り調査・情報公開を早急に求めるよう、国と政府に対し意見書の提出を求めるとともに、防衛省に対し、米軍横田基地のPFAS流出事故把握から公表が遅れた事に対する事案説明の住民説明会開催を求める事に関する陳情	5 . 9 . 7 不 採 択
第 8 0 号 議 案	国立市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例案	5 . 9 . 7 原 案 可 決
第 8 1 号 議 案	令和5年度国立市一般会計補正予算（第5号）案 （歳入のうち所管する部分、農林費、土木費）	5 . 9 . 7 原 案 可 決
第 8 3 号 議 案	令和5年度国立市下水道事業会計補正予算（第1号）案	5 . 9 . 7 原 案 可 決

午前10時開議

○【大谷俊樹委員長】 おはようございます。暑い日が続いておりますけれども、これから季節の変わり目ということで、皆様には十分に体調の管理をお願いさせていただきたいと思っております。体調といいますと、やっぱりだらだらすることが一番体調に悪いということで、今日この会議もしっかりと集中してびしっとやっていきたいと思っておりますが、どうぞ皆様には御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開きます。

議題に入ります前に、去る7月1日及び8月1日付の人事異動に伴い、出席説明員に異動がありましたので、御紹介をお願いいたします。初めに、市長部局についてお願いいたします。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 おはようございます。貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。

それでは、令和5年第2回定例会以降の人事発令により、市長部局の出席説明員に変更がございましたので、紹介させていただきます。政策経営部課税課長、伊形研一郎でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【大谷俊樹委員長】 続いて、教育委員会について御紹介をお願いいたします。教育部長。

○【橋本教育部長】 続きまして、同じく令和5年第2回定例会以降の人事発令により、教育委員会の出席説明員に変更がございましたので、御紹介をさせていただきます。食育推進・給食ステーション所長、土方勇でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【大谷俊樹委員長】 以上で説明員の紹介を終わります。次の議題に関係しない説明員の方は退席していただいて結構です。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 陳情第9号 米軍横田基地よりPFASを含む泡消化剤が3千リットル以上も漏出する事故が発生していたことを受け、汚染源である米軍横田基地への立ち入り調査・情報公開を早急に求めるよう、国と政府に対し意見書の提出を求めるとともに、防衛省に対し、米軍横田基地のPFAS流出事故把握から公表が遅れた事に対する事案説明の住民説明会開催を求める事に関する陳情

○【大谷俊樹委員長】 陳情第9号米軍横田基地よりPFASを含む泡消化剤が3千リットル以上も漏出する事故が発生していたことを受け、汚染源である米軍横田基地への立ち入り調査・情報公開を早急に求めるよう、国と政府に対し意見書の提出を求めるとともに、防衛省に対し、米軍横田基地のPFAS流出事故把握から公表が遅れた事に対する事案説明の住民説明会開催を求める事に関する陳情を議題と致します。当局に対して質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。青木委員。

○【青木健委員】 それでは、本陳情については、反対の立場で討論してまいりたいと思っております。陳情事項1についてですけど、既に速やかな情報提供を要求しております。また、2の立入調査については、これは陳情者の方がいたらお伺いしたかったんですけど、現行においては、関係自治体と相談しながら対応していくという政府の方針でありますけど、これは陳情者、自分たちを入れるということなのかどうか、この点が分からなかったもので、いればお伺いしたいと思っていたんですけど、先ほど申し上げましたように、これについても関係自治体と相談しながら対応したいということでもあります。

また、併せて、参議院の特別委員会において、環境省大臣官房審議官より、PFOS等については

現時点では有害性についての知見が十分でないため、目標値や基準について国際的にも様々な科学的な議論が行われているということでもあります。この状況の中で、環境省としては専門家会議を設置し、国民の安全安心のための取組を進めておるとのことでもありますので、本陳情を採択とし国と政府に提出する必要はないものであると思います。よって、不採択とさせていただきます。

○【藤田貴裕委員】 それでは、採択の立場で討論したいと思います。米軍から情報提供があったにもかかわらず、ずっとそのことを公表しなかったという国の姿勢は本当に許せないものであります。人の命を何だと思っているんですかということ、強く抗議をしたいと思います。また、米軍横田基地もこんな危険なものを大量に漏出させたということでありまして、なぜそういうふうになったのか、その他、今どういう状況にあるのかしっかりと立入調査をして、政府が主権国家として実施するということは大事なことでありますし、情報の公開をすること、これもとても大切なことだと思っております。

P F A Sの問題が明らかになってから、水の問題で多くの方が心配をされていて、大丈夫なのか、そういう問合せを結構いただくようになっておりますので、このことは必ず国と市、いろんな方ができる限りの対応をして、安全、そして市民の皆さんの健康を守る立場で大いに頑張っていく必要があると思いますので、この陳情は採択をしたいと思います。

○【山口智之委員】 陳情第9号には不採択の立場で討論いたします。この陳情を出された方は、さきの第2回定例会でもP F A Sに関する陳情を提出されているということが分かっております。よほど関心及び心配事があるということは推察されます。実際に国立の取水場で測定値が国の暫定基準を上回り、また血液検査においても全国平均を上回る値が検出されるなど、国立市でもP F A Sの影響が強いことが分かってきました。しかしながら、P F A Sが人体に与える影響については、基準値が定まってない状況です。本会議や委員会の答弁の中にあつたように、国の専門会議に委ねるほかないというのが私の個人的な見解となります。

また、米国でP F A Sによる健康被害があつたというような事例がございましたが、これもなかなかその資料が私も原文で読めなかったもので、これを題材にした映画を抜粋で見させていただきました。これは米国のある企業がP F A Sが危険と知りながらも、その残留土を40年もの間、投棄していた。このことによる健康被害に遭つたということで、今の日本の現状とはまた少し違う現状であるということが分かりました。また、WHOの基準値であるとか、ほかの世界の基準値も、今、日本の定めている暫定基準よりもまだ高いということもありますので、まだまだ分からない部分もあるということも分かっております。

その上で、今、米軍横田基地を一つ名指しにして意見書を出すということはいかがなものかなと。意見書を出すのであれば徹底した調査を求めるということで、そういった意見書であれば私はいいいのかなと思うんですが、今回の陳情に関してはちょっと違うのかなという見解を持っております。ゆえに、私はこの陳情には不採択とさせていただきます。

○【小川宏美委員】 本陳情は採択の立場で討論させていただきます。防衛省によりますと、2018年12月の漏出事故の報道を受けて、2019年1月に米国側から漏出についての報告書を入手したそうです。発表内容をどうするか米国と調整を始めたけれども、同省担当者の異動時の引継ぎミスなどもあって、米国側から回答を得たのは2022年、昨年12月でした。東京都などにこの漏出を伝えたのは、そのさらに半年後の今年2023年のついでこの間の6月、防衛省の担当者は省内の連携が不十分で、反省すべき点だと考えているとも発言しています。米国には漏出の再発防止と速やかな情報提供などを要請したと

言われています。

東京都ですけれども、東京都も2019年12月から今年の6月まで、4回にもわたって、横田基地の事故の有無について問合せをしているそうです。東京都の基地対策部の担当者は、この公表遅れに対して、多くの都民の関心事なのに誠に遺憾だと批判しています。

さて、9月3日の立川市長選で酒井大史氏が初当選しました。酒井新市長は住民の心配を受けて、P F A S汚染源の可能性が指摘される米軍横田基地、まさにこの陳情が求めているものですが、立入調査を要請する考えがあると公約に掲げての当選でした。国分寺市でも井戸水の調査などを始めましたし、立川市独自で対応可能なことに関しては進めていくというのが、新市長の調査に前向きな姿勢を示しています。横田基地への立入調査要請についても、東京都や近隣自治体と連携して要請をしたいとの考えを明らかにしています。

まず、しっかり調査をして把握する、その上で暫定的なものでなくて、国に明確な基準をつくってもらい、東京都水道局には飲み水という観点から全面的に取り組んでもらう。この立場が、今、真つ当な立場ではないでしょうか。酒井新市長は、本年度の実施も視野にしていることを明らかにしています。よって、私はこの本陳情が国と政府に対して意見書を今上げることの意義、大変大きいと思ひ、陳情事項のどれにも賛成です。

そこで2つ申し上げます。横田基地の関連自治体の5市1町への報告にとどめるには、私たちの国立市のP F A S水汚染は甚大なものがありますので、報告や説明は国立市を含めるように、国立市永見市長からも強く要請することをお願いいたします。さらに、永見市長におかれましても、横田基地への立入調査について、それを求める明確な態度を持つよう、近隣自治体との連携を持つよう重ねてお願いし、本陳情の採択討論と致します。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

ただいまの採決の結果、可否同数であります。よって、国立市議会委員会設置条例第16条の規定により、委員長において本陳情に対する可否を採決いたします。

本陳情について、委員長は不採択と採決いたします。



議題(2) 第80号議案 国立市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例案

○【大谷俊樹委員長】 第80号議案国立市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例案を議題と致します。当局から補足説明を求めます。生活環境部長。

○【黒澤生活環境部長】 第80号議案国立市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。本条例案は、空家等対策の推進に関する特別措置法が一部改正されることに伴い、条ずれが生じますので、条例の一部を改正するものでございます。国立市空家等対策審議会条例第2条第3号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改めるものでございます。また、付則と致しまして、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案の施行の日から施行するものでございます。補足説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○【大谷俊樹委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 法律の改正でありますけども、この改正内容は、管理不全空家ですとかこの新設、あるいは利活用の拡大、こういうことで法改正がなされたと考えてよろしいでしょうか。

○【田代まちの振興課長】 お答えいたします。今、委員がおっしゃられた内容のほかに、所有者の責務強化、空き家活用の促進の区域、管理活用支援法人を立てることができる、また特定空家等の除去等についても示されております。以上です。

○【藤田貴裕委員】 ありがとうございます。結構いろんなことがあるということで、令和7年まではいろんな補助制度があるのかなと思います。市が使える補助もあれば、空き家の所有者の使える制度もあると思いますけども、今回の条例改正では単に条ずれの改正だけだと思いますけど、この辺、市はどう考えているのか教えてください。

○【田代まちの振興課長】 お答えいたします。この条例は対策審議会の条例ですが、こちらの特別措置法が大きく改正されたことにより、市ができる範囲が大きく広がっていると思います。6月14日に公布されておりますので、6か月以内の施行を今、国は目指しているんですが、そこで新たな基準が示される予定になっております。そちらの基準を見させていただきながら、市のほうでも対応していく形になります。以上です。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。

○【稗田美菜子委員】 今のところでお伺いしたいんですけども、条ずれそのものが影響しているんだったら、5条が新設されて、所有者の責務が多分増えたということが直接的に影響していると思うんですけど、5条の中に、「国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」というのは、これは市ができることも含まれるのかどうかお伺いいたします。

○【田代まちの振興課長】 おっしゃるとおり、市ができることが増えます。その内容というのが、今まで市が外観であったり、あと中に入ったりして調査をしていたんですけど、特定空家になる前にも、どんな状態になっているかというのを所有者が市に提出する義務が発生するという形になります。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。それは所有者の義務であって、所有者が出さなきゃいけないかどうかの周知みたいなものをどうやってされるんですか。

○【田代まちの振興課長】 私どもで把握している空き家に対して、市のほうから提出しなさいということのを促し、出してもらう形になります。以上です。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 賛成の立場で討論したいと思います。今御答弁があったとおり、6月14日施行で、これから6か月の範囲内でガイドラインが示されていると聞いているところであります。そのガイドラインを見ながら、市でも利活用の拡大というのはできるんだったらぜひやっていただきたいと思います。市が委託調査をして、空き家の所有者ですかね、どういう意向ですかというアンケートみたいなものを行ったと思いますけども、結構、利活用については肯定的な意見は少なかったような気がしますけども、恐らくゼロではないとは思いますが、もし仮に利活用に使ってもいいという方がいらっしゃったら、ぜひやっていただきたいと思います。

23区のほうの大都市でも、利活用をやって子育て支援ですとか、あるいは26市のほうでも高齢者の

居場所づくりですとか、そういうのをやっていると思いますし、仮に御協力いただいて10年以上活用できる場合は、ちゃんと国からの補助制度もあるのかなという気がしますので、今後、利活用の拡大についてぜひやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○【青木健委員】 本議案には、賛成の立場で討論を一言だけさせていただきたいと思います。御承知のとおり、空き家というのは防犯や防災上も周辺住環境に大変な悪影響を及ぼすものであります。そこで、この改正を含め、今後より一層、この審議会の特定空家の判断等を含め、問題解決に積極的に取り組んでいただきたいということはお願いしたいと思います。

私の直近ではないんですけど、近所にもやはり空き家がありまして、周辺でも非常に問題になっている。道路に木が張り出していて、そこに春先から初夏にかけては虫がつく。その虫が、学校に通う子供たちが通る道路でありますので、子供たちの上に落ちたという話も聞いておりますけど、そこをどうしても避けて皆さん通るんです。そうすると、車が来た場合、右側を歩いている子供がいきなり道路の中央から左寄りに出てくるというのは、それなりの通行ではあしき状態というふうにもなっておりますので、その点も含めてこれらが早く解消できるように御尽力をお願いします。以上です。

○【藤江竜三委員】 空き家問題は非常に身近になってきていて、私の近所でも複数の空き家が見られます。そういった空き家を、できたら私は市場のほうに素早く戻していく仕組みづくりというものを市でしっかりつくってほしいと思います。どんどんと空いているなら売りに出して、様々な形で市場の中で解決していく仕組みというのを市のほうでも今構築していると思いますが、まだまだ時間がかかる面がありますので、それをスピーディーにできる形を今後つくっていただければと思います。この議案にも賛成いたします。

○【山口智之委員】 私も賛成の立場で討論させていただきます。空き家が生じる前に空き家になりそうなところ、例えば独居老人のお宅ですとか、そういったところに未然にアプローチをかけて、空き家を発生させないということも私はすごく大事な事かなと思いますし、既に世田谷区ではそのような事例もあると伺っていますので、国立市におきましてもぜひ空き家を発生させないという対策もお願いしたいところでございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 賛成の立場で討論させていただきます。特定空家になる前に情報をしっかり持って、どうして特定空家になっていくかという理由があるわけですよね、恐らく。そこには課題なり問題なり必ずあると思うので、それを事前に解決をして、利活用に持っていける形をぜひスキームとして組み立てていただきたいと思いますし、国立市の中でそういうケースは少ないかもしれませんが、市のために、あるいは市民のために還元できる形をしっかりと軸として持って進めていっていただきたいということを申し上げて、賛成とさせていただきます。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(3) 第81号議案 令和5年度国立市一般会計補正予算(第5号)案
(歳入のうち所管する部分、農林費、土木費)

○【大谷俊樹委員長】 第81号議案令和5年度国立市一般会計補正予算（第5号）案のうち、建設環境委員会が所管する歳入、農林費、土木費を議題と致します。当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第81号議案令和5年度国立市一般会計補正予算（第5号）案のうち、建設環境委員会が所管する部分につきまして補足説明申し上げます。

初めに、4ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正は、建設環境委員会の所管するものは追加が1件です。水路護岸改修工事については、急遽発生した水路護岸の漏水について早期に対策を行う必要があることから、期間が令和6年度、限度額を600万円とする債務負担行為を追加するものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。款15国庫支出金、項2国庫補助金につきましては、歳出の補正予算に対応し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

24ページ、25ページをお開きください。款6農林費、項1農業費は、農業肥料等の物価高騰の影響を受けている市内農業者の負担軽減を図るため、肥料等高騰対策給付金を追加するものでございます。

26ページ、27ページをお開きください。款8土木費、項3都市計画費は、急遽発生した水路護岸の漏水について早期に対策を行う必要があるため、既存水路改修工事請負費を増額するほか、下水道事業会計の補正予算に対応し、下水道事業会計負担金及び補助金を減額するものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【大谷俊樹委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には、補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。それでは、質疑を承ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 1点伺っておきます。改修工事の水路の護岸工事ですけれども、その点、詳しく説明を願えますか。

○【大谷俊樹委員長】 ページ数。

○【藤江竜三委員】 ページ数は27ですね。

○【鈴木環境政策課長】 御答弁申し上げます。この補正予算、改修工事でございますけれども、本年5月に老朽化した用水路の護岸の漏水がございまして、隣地の建築工事の一部を休止せざるを得ない状況となったことが経過でございます。建築工事の施主様ですけれども、40年来そこにお住まいの方なんですけれども、協議させていただきまして、用水の水がこの9月に止まって以降に対策工事を実施しまして、市の漏水対策工事完了をもって施主様の工事を再開するというところで、基本的な了解を頂いているところでございます。したがって、結果、当該の漏水箇所の用水路、護岸工事につきまして、早急な対策工事の必要があることから、補正予算を計上させていただいているところでございます。

なお、11月入札、12月契約の見込みで考えておりまして、工期を来年の5月まで、用水路が通水するまでの間取りたいと考えていることから、令和6年度の債務負担行為と併せて、今回、補正予算として提出させていただいたものでございます。以上となります。

○【稗田美菜子委員】 何点かお伺いいたします。補正予算でいくと、ページでいうと24、25ページになります。肥料等高騰対策給付金のところなんですけれども、スキームをまず教えてください。

○【堀江都市農業振興担当課長】 お答えいたします。まず、肥料等高騰対策給付金の部分なんですけど、こちらの制度の中身としましては、平成4年中の農業収入額に3.4%を掛けて給付額を算出する。そのような内容になっておりまして、この3.4%を求めた方法ですけれども、これは令和4年中の農業収入額に3.4%というところですけども、この算出方法の根拠としましては、農家意向アンケート調査で一定額以上の農業所得、こちらは300万円以上の方が10名いらっしゃいました。その中から栽培品目や栽培面積などが異なる5名の方を抽出しまして、そのうち令和4年中の所得確定申告で、肥料購入費を経費として計上されていた4名の方の農業収入額と肥料購入額の平均額を算出しました。

そして次に、地元の農協さんに今般の肥料類、これは今年の6月に一斉に値上げしておりますので、その売上げの上位20品目、大半の農家の方はこの20品目の中から購入されているという実情がございますので、その値上がり率が1.3倍ということを確認しまして、先ほどの肥料購入平均額に値上がり率1.37を掛けまして、負担増となる平均額を算出しております。その負担増となる平均額が、農業収入の平均額に占める割合が3.4%という数字となります。

そのような内容で、この給付額の制度として皆様のほうに御提案をさせていただいております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。実際の数字をより分かりやすく数字で出そうとしたと思うんですけど、これはもともとそういうふうに出すという根拠みたいなものはあるんですか。

○【堀江都市農業振興担当課長】 実態として、農業者の方に一番負担増となっているのが肥料類ということで、これは昨年度も同様に農家の方からそういった御要望を頂いておりますので、さらに今年はそれ以上の値上がり率ということが実態としてございましたので、これは対策を打たなければ農家の方の負担というのが大きいというところで、今回、補正予算で提案をさせていただいております。

○【稗田美菜子委員】 そうだと思います。それが本当にちゃんとカバーできるかどうかの確認をしたくて、今いろんな計算の式を教えてくださいましたのは分かったんですけども、これの基となる、これできちんとカバーできるかどうか判断できる根拠のようなものはあるんですか。

○【堀江都市農業振興担当課長】 根拠としましては、昨年度はそういったものがアンケート調査ということだったんですけども、今年度につきましては昨年の給付申請をさせていただいておりますので、実際の肥料額、あと農業収入額ということで実額を確認できておりますので、それでいくとかなり皆様の負担増に対応できる内容となっているものと考えております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そうすると大規模な農家、さっき農業収入で300万以上とおっしゃいましたかね、それより低い方たちというか、それから外れている方たちもこれでフォローできるんですか。

○【堀江都市農業振興担当課長】 300万円以上という方たちを目安としましては、農地の面積、栽培面積、またそれに伴って購入する肥料の購入額というのも増えてまいりますので、その面積等、栽培面積によって肥料類の経費負担というのは違ってきますので、農業所得が低い方というのはそれだけの栽培面積、それから栽培数量といいますか、そういったものが比例的に減少していくところがございますので、先ほどの割合でいけば、農業収入額に応じた金額ということで皆さんにそれ相当の補填ができると考えております。

○【北村都市整備部長】 すみません。ちょっと補足的な感じなんですけども、先ほどの300万円以上というのはあくまでもさっきの3.何%の数字を出すためにヒアリングをした方たちで、実際の対

象者の方は農業収入1万円以上の方という形になりますので、基本的には農業収入を得られている方は全てこれでカバーできると考えているという制度設計となっております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 賛成の立場で討論いたします。全体的に建設環境委員会のところも重要なものですし、また護岸工事、肥料等の価格高騰に伴う支援など、全体を見られた補正予算になっていると思いますので、賛成いたします。

○【稗田美菜子委員】 賛成の立場で討論させていただきます。農業者の営農されている方って、やはり肥料の高騰が大変だという声、実際に伺いました。その中で、例えば小規模の農家であったとしても、そこで栽培するものを、例えば子ども食堂に出している農家も数多くあるんです。収入ではなくて、地域のために還元している農家の方たくさんいらっしゃると思いますので、そういった方たちに対しても対象であるということは分かりましたし、実際の数値に基づいた形だと思いましたが、これだけでは賄えないこともあるかもしれませんので、引き続きしっかりデータを取るとか、根拠になるものの積み重ねをしっかりとお願いいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(4) 第83号議案 令和5年度国立市下水道事業会計補正予算(第1号)案

○【大谷俊樹委員長】 続きまして、第83号議案令和5年度国立市下水道事業会計補正予算(第1号)案を議題と致します。当局から補足説明を求めます。基盤整備担当部長。

○【中島基盤整備担当部長】 第83号議案令和5年度国立市下水道事業会計補正予算(第1号)案について、説明資料の実施計画明細書により補足説明いたします。

それでは、14、15ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入でございます。

款1下水道事業収益、項1営業収益、目2雨水処理負担金は、238万円の減額でございます。こちらは執行見込みによるものでございます。

続きまして、16、17ページを御覧ください。収益的収入及び支出の支出でございます。

款1下水道事業費用、項1営業費用、目2ポンプ場費は、120万円の増額でございます。これは令和4年度末に実施した南部中継ポンプ場の点検により確認された汚水ポンプ制御装置の不具合修繕を行ったことにより、今後の修繕が発生した場合に対応するためのものでございます。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、420万9,000円の減額でございます。これは企業債の償還額確定によるものでございます。

18、19ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入でございます。

款1資本的収入、項6補助金、目3他会計補助金は、483万7,000円の減額でございます。こちらは

企業債の償還額確定によるものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開きください。資本的収入及び支出の支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1管路建設改良費は、1,016万円の増額でございます。こちらは埋設物調査箇所が増及び南部中継ポンプ場の汚水ポンプ改築工事の施工年度の前倒しによるものでございます。

項2企業債償還金、目1企業債償還金は、819万8,000円の減額でございます。こちらは企業債の償還額確定によるものでございます。

補足説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○【大谷俊樹委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑を承ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 質疑いたします。21ページ、工事請負費なんですけれども、この866万円、工事の前倒しというお話でしたけれども、どういった理由で前倒しが必要になったのか、どういった意図があるのか伺いたいと思います。

○【蛭谷下水道課長】 こちらの866万円の増額でございますが、こちらストックマネジメントの、ポンプ場のほうなんですけれども、そちらの計画の中に令和6年度に汚水ポンプの改修、オーバーホール、そちらを計画していたんですけれども、今年度発注しましたポンプ場の電気設備と機械設備の2か年の工事があるんですけれども、その両工事とポンプのオーバーホールの工事の工程の調整をした結果、電気設備も機械設備も現場に入るのが令和6年度になってしまって、それぞれの工事の作業ヤードが保てない、確保できないということがはっきりしましたので、汚水ポンプのオーバーホールを6年度予定していたところを、今年度、令和5年度に1年前倒しして実施することになりました。

○【大谷俊樹委員長】 よろしいですか。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて、報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方々はここで退席をしていただいで結構です。



報告事項(1) 使用料・手数料の見直しについて

○【大谷俊樹委員長】 それでは、報告事項に入ります。

報告事項(1)使用料・手数料の見直しについてに入ります。当局から報告を願います。政策経営課長。

○【簗島政策経営課長】 それでは、報告事項(1)使用料・手数料の見直しについて、お手元の建設環境委員会資料No.49、50、51に基づきまして御報告いたします。使用料・手数料の見直しは、国立市健全な財政運営に関する条例及び同条例施行規則により、原則として4年ごとに行うこととしてござ

います。前回、令和2年4月からの見直しを行ったところをごさいます、4年が経過することから、令和6年4月に向けて、今回、見直しを行うものをごさいます。

資料No.49を御覧ください。1、基本方針の改訂についてですが、前回見直しの際に、国立市の使用料・手数料の見直しに関する基本方針を策定してごさいます。こちらをそのまま引き続き、同じ考え方として使っているところをごさいます、一部の文言整理を行ったほか、減額・免除に関する基本的な考え方を明記し、庁内に周知を図っているところをごさいます。

続きまして、2、概要についてごさいます。今回の見直しにつきましては、原則として令和3年度の決算額または実績額を用いて原価計算を行い、理論上の適正価格と現行の料金とを比較して、乖離率が20%以上のものを検討の対象としているところをごさいます。

続きまして、2ページを御覧ください。改定を行う使用料・手数料についてですが、建設環境委員会所管のものは3件、①道路占用料、②特定公共物占用料、④ごみ処理等手数料のうち、家庭系のし尿雑排水等処理手数料をごさいます。

改定の詳細についてごさいます、資料No.50、使用料・手数料の見直し内容案、1ページを御覧ください。まず、道路占用料についてですが、こちらは原価計算によらず、東京都道路占用料等徴収条例に規定する区部の料金を標準として改定するものをごさいます。前回の見直しにおきまして、激変緩和措置として区部の料金と、それまでの国立市の占用料との差が2分の1となるよう改定しておりますが、今回は激変緩和措置を終了し、区部並みの料金とするものをごさいます。

続きまして、3ページを御覧ください。特定公共物占用料についてですが、こちらは東京都河川流水占用料等徴収条例の改正に伴い、同条例に合わせるよう改定したものをごさいます。

6ページを御覧ください。ごみ処理等手数料のうち、家庭系のし尿雑排水等処理手数料についてごさいます、こちら理論上の適正価格との乖離率が388%となり、近隣市の状況等を考慮し、1回当たり500円の増額を行うものをごさいます。

なお、資料No.50の9ページ以降に、今回改定を行わない使用料・手数料の原価計算結果等も記載しておりますが、説明については割愛いたしますので、資料にて御確認をお願いいたします。

続きまして、改定による影響額をごさいます、資料No.51を御覧ください。こちらで試算結果をお示ししております。道路占用料改定のマイナス額が大きく、全体で約1,900万円の減少を見込んでいるところをごさいます。

今後につきましては、パブリックコメントを実施するほか、改定の影響のある対象者へは各担当課より内容の説明を行う予定ごさいます。頂いた意見を踏まえつつ、改定する使用料・手数料の内容を最終的に決定し、必要な条例案を第4回定例会へ提出することを予定してごさいます。

報告は以上です。よろしく御願いたします。

○【大谷俊樹委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 ごみ処理手数料の中のし尿雑排水処理手数料のところでお伺いしたいんですけども、乖離率が388%となっているんですけど、これって今の話だと資料No.50ですので、資料No.51のほうで効果額を計算されているんですけども、くみ取りが必要な世帯28世帯というふうにあるんですが、この28世帯って下水の関係で敷設ができていない地域なのか、そうではないのかお伺いいたします。

○【蛸谷下水道課長】 約30件ほど未接続の住宅がごさいます。未接続の理由というのが、大体借家がほぼ占めてごさいます、そこを大家さんが次に建て直したときに接続し直すというお考えで、今

のところ接続されていないという状況でございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。建て直しのときには接続するけれども、現段階では接続をしないといったことで、そうするとこれお住まいの方が払われるんですよね。

○【蛭谷下水道課長】 接続する場合は、持ち主の方は支払いが控除されることとなりますので、お住まいになっている方は使用料を別に頂くという形になります。

○【稗田美菜子委員】 ごめんなさい。質疑の仕方が悪かったですね。使用料、料金改定をした後の金額がかかるのはお住まいになっている方。

○【清水ごみ減量課長】 お答えします。今回、500円を改定させていただいて、2,000円を利用されている世帯の皆さんから料金として徴収していくこととなります。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そうすると、理論上の適正価格というのは1本当当たりの人件費とかかる時間と経費という計算で出されていると思うんですけど、ここがこれだけかかってしまう要因は、何にこれだけ理論上かかるんですかね。

○【清水ごみ減量課長】 お答えします。今、環境センターのほうにはし尿処理施設がございまして、家庭で収集しましたし尿処理の汚物、汚泥、し尿、いわゆるし尿ですね、それについて環境センター敷地内のし尿処理施設に搬入するんですが、そこで車に入っているものに対して水で希釈して下水道に流すんですが、そのための管理する計器と装置がありまして、そういった保守とかメンテナンスにかかる費用がございまして。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そうすると、使われる家庭の数が少なければ少ないほど、1軒にかかる負担が多いという理解でいいんですかね。

○【清水ごみ減量課長】 そういうことが基本ありまして、過去、し尿処理手数料は上げてきてなかったということがありますので、今回改定させていただくということでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。本人がうまく直すことができる事情のない中で、料金の値上げが行われるということですよ。自分で何か、例えば工事をして改善をして、料金の値上げを自分が払わなくてもいいということができない方たちが払わざるを得ないということですね。大まか。ごめんなさい。話す言葉が飛び過ぎちゃった。

あとは意見にとどめますけれども、御答弁の中にありました借家、借りられている方がおうちの事情があって、大家さんの事情とか、そのときの事情によって下水道と接続されていないところに住んでいると。それは自分では解消することができない。なおかつ、かかる経費についても自分で解消することができない。その中で値上げが行われるということなんだと思います。それはある程度仕方がないのかなと思いますが、御本人、当事者からすれば何でということなると思うんです。だから、丁寧にきちんと説明をしていただきたいと思います。

○【大谷俊樹委員長】 質疑をお願いします。

○【稗田美菜子委員】 一緒じゃない……

○【大谷俊樹委員長】 あっ、意見か。

○【稗田美菜子委員】 あとは意見にとどめます。すみません。言葉があれだったかもしれませんが。意見にとどめたいと思うんですけども。なので、丁寧な説明をきちんとしていただきたいと思います。

それから、全体的に手数料の見直しというところで、政令とか都の基準に合わせていくという方向なんだと思いますけれども、それも含めて丁寧な説明をした上で、料金改定をやっていただくということをお願いしておきます。私は以上です。

○【藤江竜三委員】 私は、料金改定についてはもっとお気軽というか、お知らせについては簡単にやって、インフラだからということでしたら紙を配る、ホームページに載せる程度で、てきぱきとやっていくべきものだと思いますので、その辺り、てきぱきと上げるものは上げる、下げるべきものは下げるという形で、様々なものを進めていただけたらと考えています。以上です。

○【藤田貴裕委員】 すみません。ちょっと分からないので教えていただきたいと思います。道路占用料についてなんですけども、現行料金を区部並みに改定するということだと思うんですけども、歳入が1,900万円減るとするのはどういうことなんでしょうか。

○【松平道路交通課長】 お答えします。まず、道路占用料の改定につきましての理由なんですけれども、こちら先ほども説明ありました国立市の使用料・手数料見直しの基本方針に基づきまして改定する形になります。その中で、東京都の道路占用料等徴収条例で規定します区部の料金がございます、こちらを標準としていきたいと考えてございます。

令和元年の議案では、市の占用料からの移行に当たりまして激変緩和措置を採用しておりましたけれども、本議案ではこの激変緩和措置を撤廃しまして、東京都の占用料の区部の2級地といたしまして、東京都さんは4区分されておまして、まず1級地と2級地、あとは市部と町村部という形で分かれておまして、国立の場合は地価の問題もありまして4区分に分けてあるんですけども、千代田区とか中央区につきましては一般的に固定資産が高いということがございまして、こちらは1級地にしておられます。その中で区部が2級地ありまして、その中で国立の地価を見ますと、足立区さんとか葛飾区さんの次に比較的地価が高いということがございまして、区部を入れても25番目に高いということがございまして、区部並みの料金を取ってもいいんじゃないかという考え方をもちまして、今回改定をするということでございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 いや、それはいいんですけど、せっかく改定するのに何でマイナスになるんですか。これ1,900万円。そうですね。

○【松平道路交通課長】 もともと、こちら国立市につきましては、区部の料金よりも高い料金を設定しておりました。その中で、今回、平準化することによりまして下がってはしまうんですけども、理由としましては今までの料金が高かったという理由でございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 あれ今まで高くして、それ減らしたと思いますけど、違いましたっけ。

○【松平道路交通課長】 すみません。私の説明が足りませんでした。前回、令和元年に一度下げているんですけども、今回1,900万円下げる形になります。前回、令和元年に一気に下げている場合は、4,000万円ほど下がる形になります。その中で、占用料としては大幅に下がってしまいますので、激変緩和措置を取りまして、今回、正しく整理したいという考えでございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)使用料・手数料の見直しについてを終わります。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。



○【大谷俊樹委員長】 これをもって、建設環境委員会を散会と致します。ありがとうございました。

午前10時52分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和5年9月7日

建設環境委員長

大谷俊樹